

奈良県聴覚障害者協会「聴覚障害者福祉施策に関する公開質問状」への回答

1. 手話言語条例の制定について

奈良県議会が2014年6月定例議会で「手話言語法の制定を求める意見書」を採択しました。本年3月には、大和郡山市議会で奈良県初の「大和郡山市手話に関する基本条例」が可決されました。条例制定は、障害者が社会的に差別を受けることなく暮らせる環境をつくるうえで大きな役割を果たします。奈良県議会および市町村議会で早急に条例が制定されるよう働きかけます。

2. 奈良県の就職事情

法定雇用率が守られないなど、聴覚障害者の置かれる状況は厳しいものがありますが、貴協会など、堅実な当事者たちの運動、それに呼応した人たちの努力で、手話通訳事業の整備なども進んできました。聴覚障害をもつ人や、その親・兄弟、手話通訳者・要約筆記者、行政担当者、研究者が互いに尊重・協力しあって、障害者の就職や、社会参加を阻むコミュニケーション不足などの障壁を取り除けるように努めていくことが最も大事ことです。

3. 手話通訳者の働く場の確保

手話通訳や要約筆記事業の拡充を図るための予算拡充が望まれます。都道府県では、手話通訳者及び要約筆記者の養成の責任を担うとともに、県の事業として労働者として採用し、雇用を保障すべきです。単独実施ができない市町村の受け皿として、手話通訳派遣等の事業所を設置、通訳士を配置することが必要です。

4. 高齢聴覚障害者の支援

高齢の聴覚障害者のコミュニケーションツールは多様で、当事者の希望・ニーズにあった介護保険サービスが必要です。障害者施策の利用者が介護保険の対象者となったとき、利用料が引き上がらないよう、国の予算を拡充し、介護保険の応益負担をやめるよう働きかけます。同時に、障害者の介護保険優先制度をなくす法改正を国に強く働きかけます。

5. その他

聴覚障害者が情報を入手するツールは多様です。手話や文字情報の視覚的手段から情報を入手する人もいれば、要約筆記や文字通訳を選択する人もいます。当事者自身の希望に添った選択が可能にできるよう県内から意見を国に上げます。

6. 回答者氏名 日本共産党 小林てるよ

以上